

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

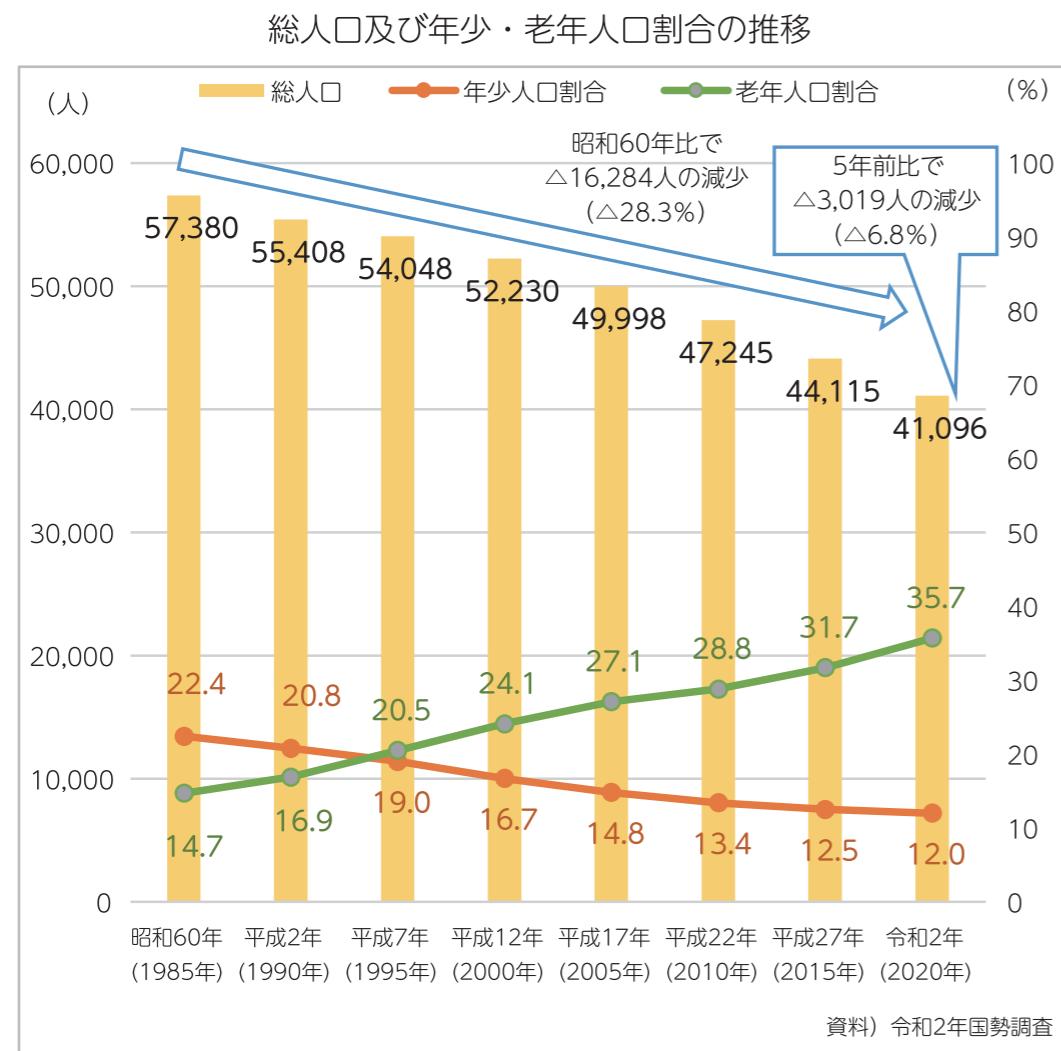
第2章

1. 雲仙市の男女共同参画に関する状況

(1) 人口の推移

国勢調査によると、本市の総人口は、昭和60年から令和2年までの35年間で16,284人(28.3%)減少しています。5年毎の減少率を見ると、平成22年から平成27年までが3,130人(6.6%)、平成27年から令和2年までが3,019人(6.8%)と拡大が続いており、今後も人口減少が続くことが予測されます。

また、年少人口割合(15歳未満)が減少しているのに対し、老人人口割合(65歳以上)は増加の一途をたどり、少子高齢化が加速しています。老人人口割合は、平成27年に初めて30%を超えた後も、直近の5年間でさらに4ポイントも上昇し、令和2年では35.7%となっています。

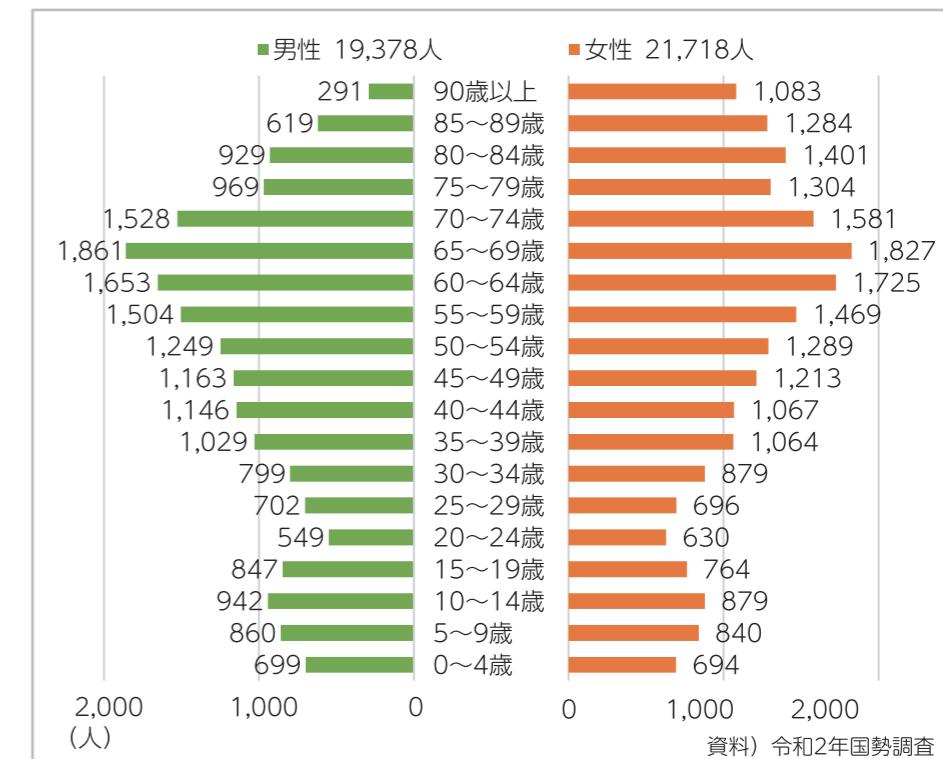


平成22年と令和2年の5歳階級別的人口構成図を比較すると、令和2年は、さらに底辺(0～4歳)の幅が狭く、つぼ型の人口分布を示しており、若年層が減少し、高齢者層の比率が高まっている傾向がより顕著に表れています。

人口ピラミッド（5歳階級別人口構成図）の比較
平成22年（2010年）



10年後の変化
令和2年（2020年）

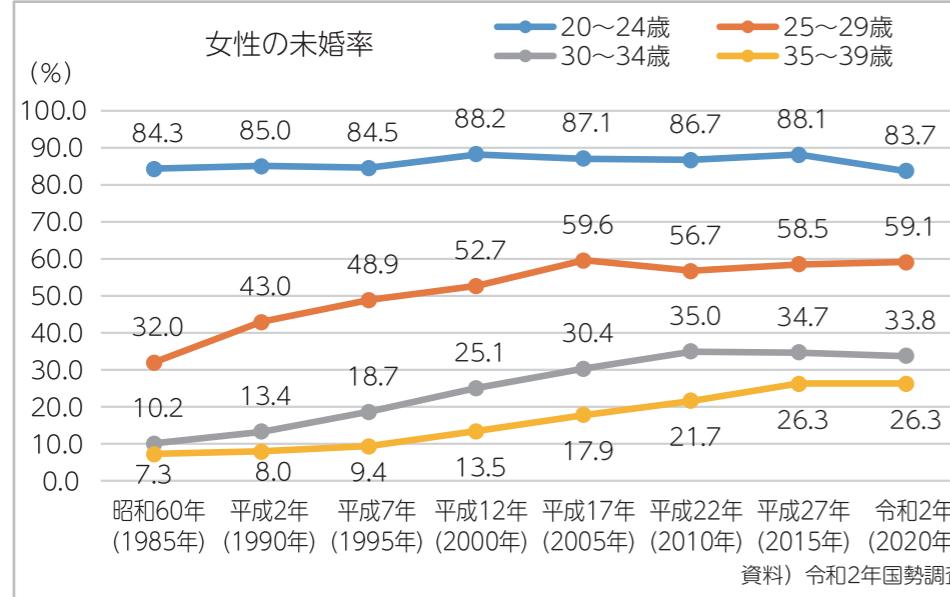
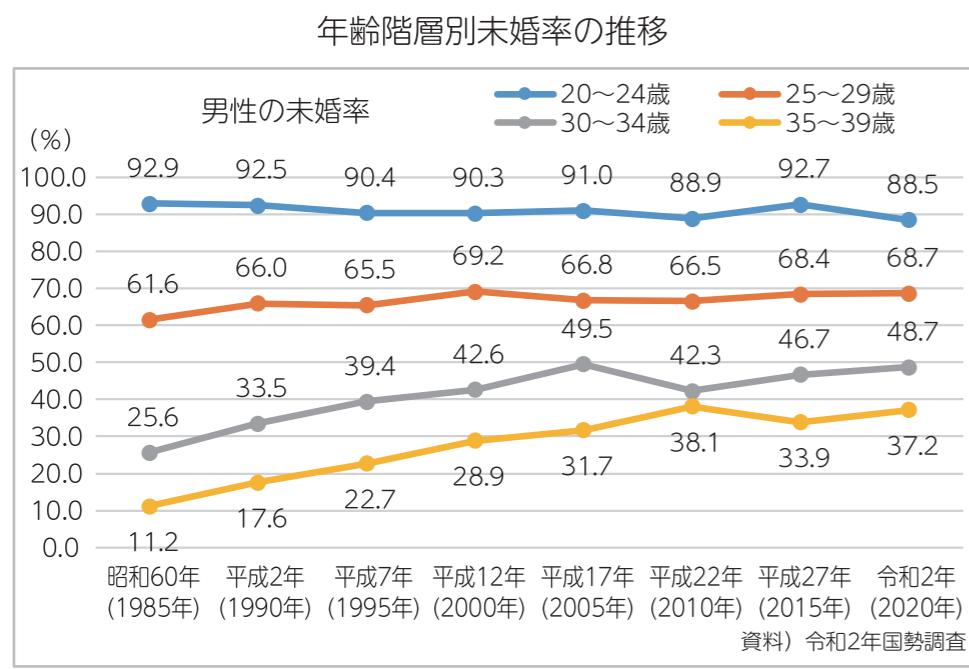


第2章 男女共同参画を取り巻く状況

(2)年齢階層別未婚率の推移

性別・年齢階層別の未婚率を見ると、男性の30歳以上では平成17年ごろまでは顕著な増加傾向があります。20～24歳で近年わずかに減少しているものの、長期的に見ると、いずれの年代も未婚率がやや上昇傾向にあることが見受けられます。

女性を長期的にみると、平成17年ごろまで未婚率の上昇傾向が顕著に出ていますが、近年では大きな変動は少なく、令和2年には未婚率の改善が僅かにみられます。

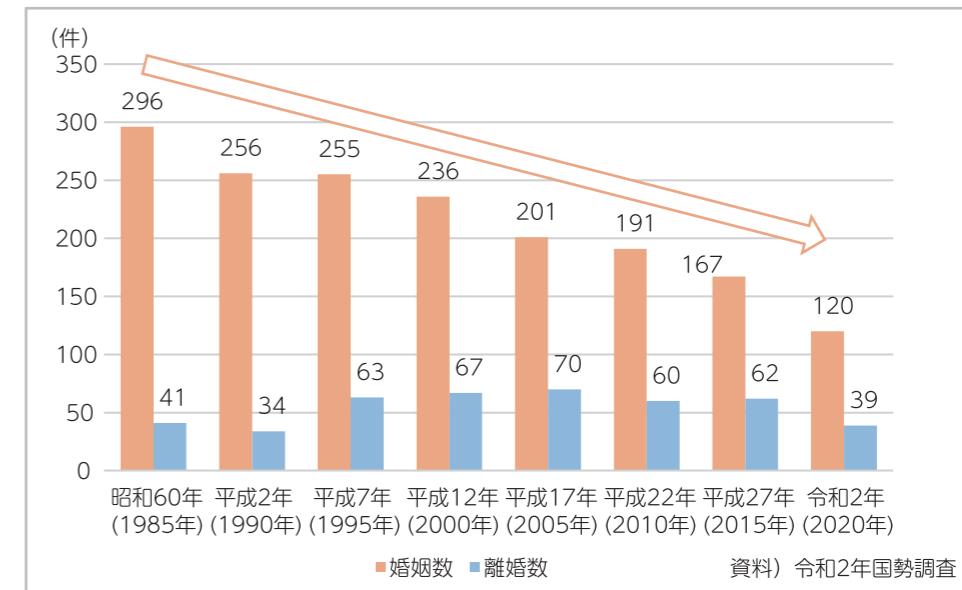


(3)婚姻・離婚件数の推移、世帯数の推移

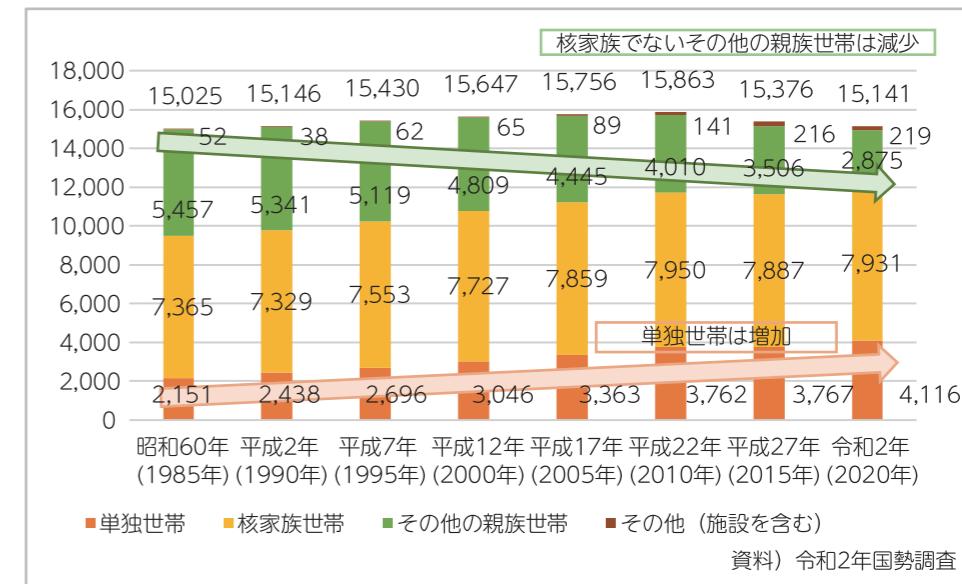
本市の婚姻件数は、昭和60年と令和2年を比較すると59.5%減少し、5年前との比較では28.1%の減少となっています。離婚件数は、5年前との比較で37.1%減少しています。

世帯数は、総数では平成22年までは増加していましたが、平成27年・令和2年と連続して減少しています。単独世帯や核家族世帯が増加する一方で、核家族でないその他の親族世帯における減少数のほうが大きく、単独世帯と核家族世帯を合計すると、平成27年では全体の75.8%、令和2年では79.6%を占め、家族間の相互扶助が低下していることで、孤立化が懸念されます。

婚姻・離婚件数の推移



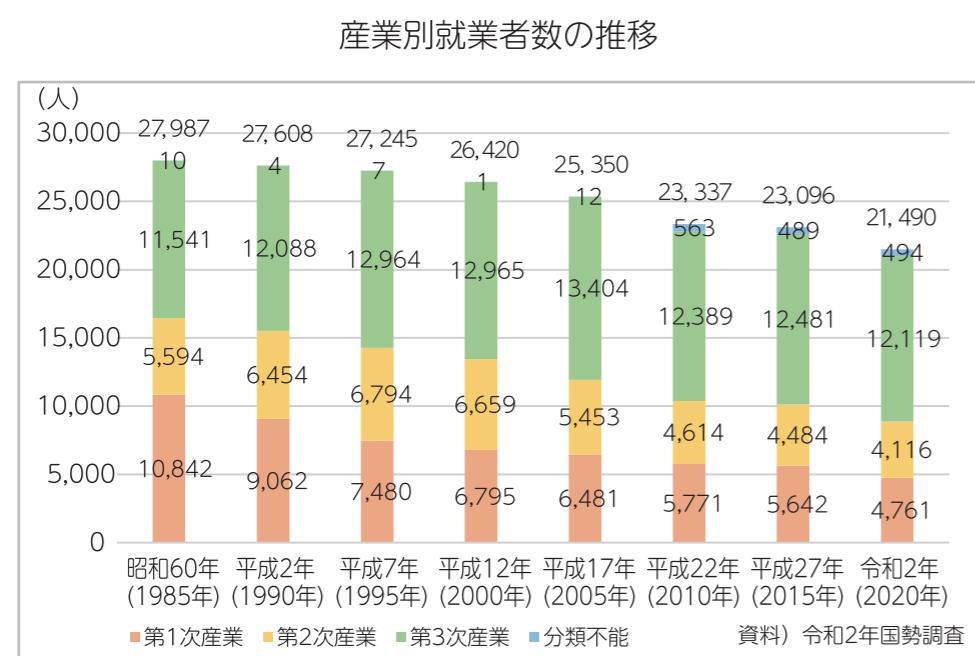
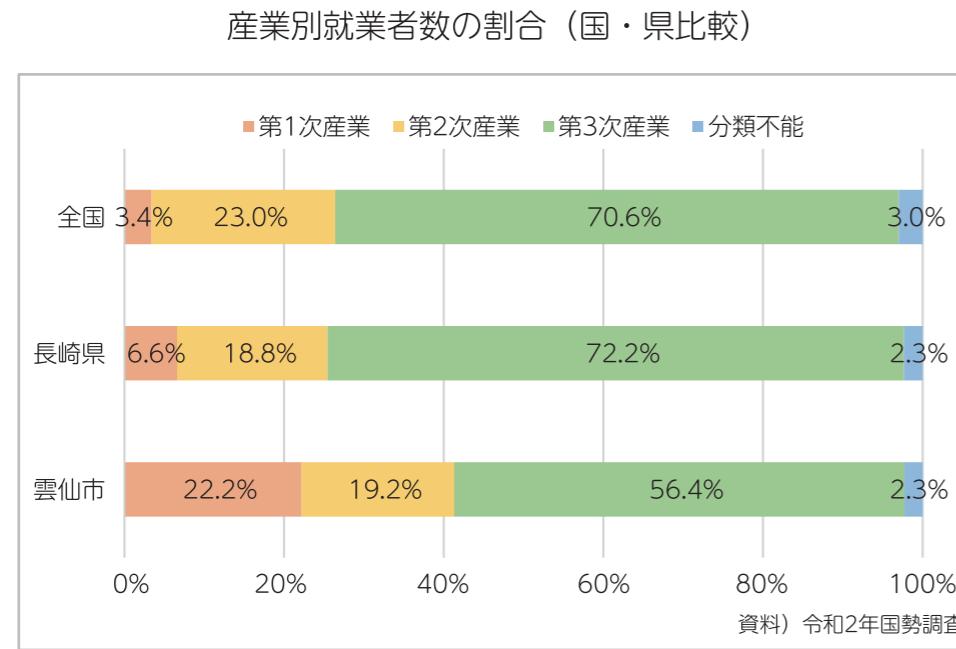
世帯数の推移



第2章 男女共同参画を取り巻く状況

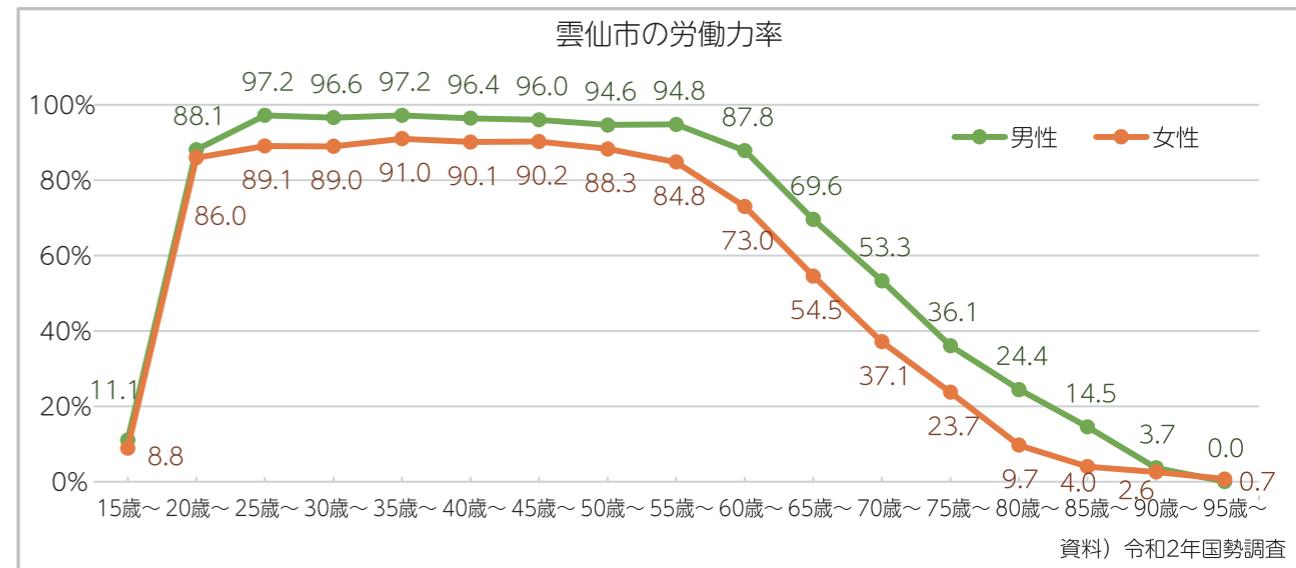
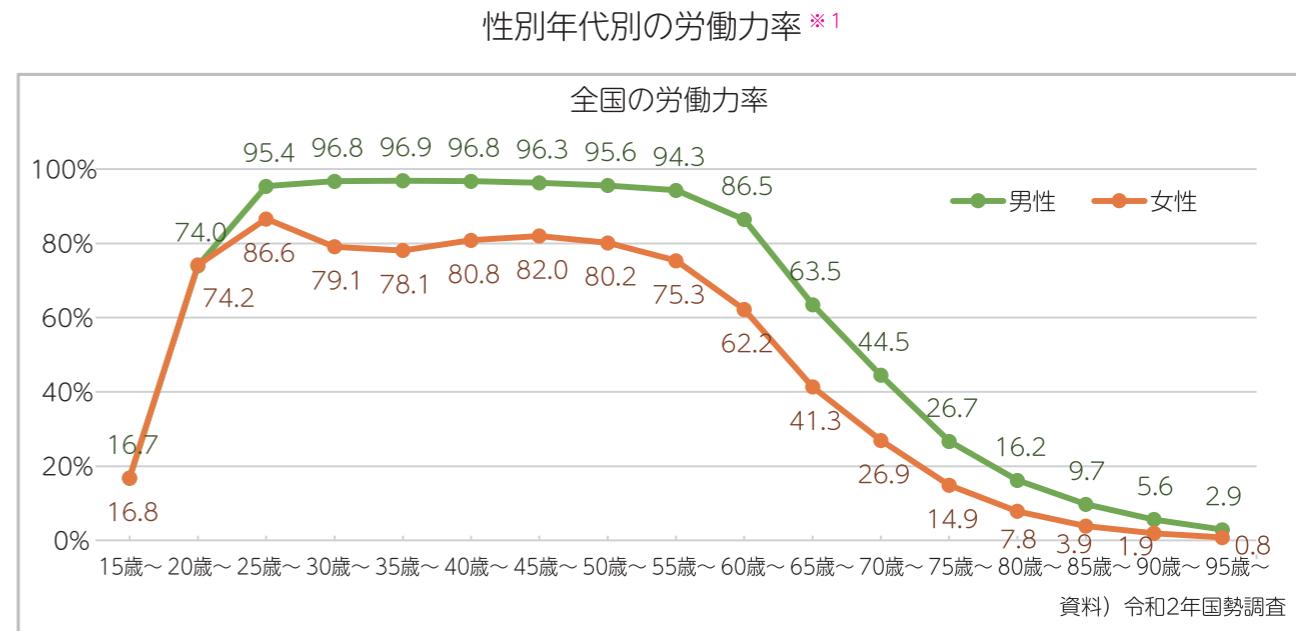
(4) 産業の状況と労働力率

本市の産業構造を見ると、農業を中心とする第1次産業人口の割合は22.2%で、国や県と比較すると、かなり高い割合となっています。しかし、就業者数の推移をみると、年々減少傾向にあり、後継者不足などが懸念されます。



日本における女性の労働力率^{*1}は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ^{*2}を描くことが知られていますが、近年は、M字の谷の部分が浅くなっています。

令和2年の本市の20歳から60歳未満までの女性の労働力率^{*1}は、横ばい状態となっており、本市においては、結婚後や子育て中も仕事を続けている人が多いことが分かります。



*1労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

*2M字カーブ：年齢層別に見た女性労働率のグラフで特徴的な曲線のこと。結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだす女性が多いという日本の特徴を反映したグラフの形状を示す。

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

2. 国内外の取組の経緯

(1)国際的な取組状況

国連が1995年に北京で開催した第4回世界女性会議(北京会議)では、ジェンダー平等^{※1}をめざす取組の指針となる「北京宣言」と「行動綱領^{※2}」が採択され、2020年(令和2年)に北京会議から25周年となる「北京+25」という節目の年を迎えました。国連女性の地位委員会第66回会合では、「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等^{※1}とすべての女性・女児のエンパワーメント^{※3}の達成」に関する合意結論が採択されました。

このほか、G7サミットに合わせて開催されるG7男女共同参画担当大臣会合等において、国際社会が直面する様々な男女共同参画、女性活躍に関する課題について意見交換を行っています。

(2)国の取組状況

国際的な流れを受け、日本においても男女共同参画に向けた取組が推進され、近年も活発に法制定や改正が実施されています。

- 平成30年(2018年)5月23日、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(令和3年改正)」を公布・施行
- 令和元年(2019年)5月29日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」を改正
- 令和元年(2019年)6月19日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)」を改正
- 令和2年(2020年)12月25日、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定
- 令和3年(2021年)5月26日、「ストーカー行為^{※4}等の規制等に関する法律(以下「ストーカー行為^{※4}規制法」という。)」を改正
- 令和3年(2021年)6月9日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)」を改正
- 令和4年(2022年)6月23日、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(以下「AV出演被害防止・救済法」という。)」を施行

^{※1}ジェンダー平等：ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味する。

^{※2}行動綱領：21世紀における男女平等、開発、平和の達成に向けた更なる前進を目指した取組の基礎となるもの。

^{※3}エンパワーメント：男女共同参画の推進においては、「女性のエンパワーメント」とは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々な意思決定の過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

^{※4}ストーカー行為：特定の人に対する一方的な好意の感情、または、その好意がかなわなかったことに対して一方的な恨みを持つことにより、つきまとい、まちぶせ、いやがらせ、身体的・精神的な暴力行為を行うこと。

(3)長崎県の取組状況

長崎県では、平成14年に制定された「長崎県男女共同参画推進条例」のもと、令和3年3月に「第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～」が策定されました。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間で、「男女が性別にかかわりなく、個性と能力を發揮できる社会」を目指すべき姿とし、基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大、Ⅱ 誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり、Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現、Ⅳ 推進体制の整備・強化の4つを掲げて様々な施策を展開しています。

3. 男女共同参画とSDGs

SDGsとは、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)を意味し、2030年までに、世界で広がる貧困・格差・地域環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標です。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

SDGsのゴール5「ジェンダー平等[※]を実現しよう(ジェンダー平等[※]を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)」は、SDGsの重要なテーマであり、日本では「男女共同参画社会基本法」において、21世紀の最重要課題と位置づけられています。

また、ゴール5「ジェンダー平等[※]を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



[※]ジェンダー平等：ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができるることを意味する。